

2019年度 とちぎ財団学生起業家育成奨学金 公募要領

(1) 募集期間

2019年4月1日(月)～2019年5月31日(金) 17時30分まで(必着)

(2) 応募方法

公益財団法人とちぎ財団まで、ご郵送又はご持参ください。

(3) 応募様式の入手方法

この要領に掲載しているほか、当財団ホームページからもダウンロードいただけます。

ホームページ

(<http://www.tokachi-zaidan.jp/student>)

(4) 提出、お問合せ先

(事務局) 公益財団法人とちぎ財団 総合企画部 事業創発支援グループ

住 所 〒080-2462

帯広市西22条北2丁目23番地9 十勝産業振興センター内

電 話 0155-38-8850

電子メール student@tokachi-zaidan.jp

〔目 次〕

1. 事業の趣旨	1
2. 応募対象者	1
3. 給付期間	1
4. 奨学金の金額	1
5. 給付条件	1
6. 応募手続等の概要	2
7. 選考方法及び選考結果の公表	2
8. 応募・採用スケジュール	3
9. 採用決定の取消し	4

【1】事業の趣旨

次世代を担う学生に対し、地域の起業家支援プログラム等を通じた人材育成、支援を行い、起業への意欲を喚起し、起業を目指す学生層の拡大を図り、将来、起業家精神を持つ有能な人材を社会に数多く輩出し、もって十勝の地域経済の発展に寄与するため、起業を目指す学生に対し、奨学金を給付するものです。

【2】応募対象者

応募対象者は、十勝地域の経済社会の発展に寄与することを目的とし、将来事業を起こすことを目標としており、事務局が指定する起業家支援プログラム及び採用者説明会・ビジネスプラン発表会に参加できる以下の学生です。

○十勝管内の大学・大学院・短期大学・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で文部科学省が定めるもの）に在籍する学生です。ただし、他地域の大学・大学院・短期大学・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で文部科学省が定めるもの）、高等専門学校（4年次以上）に在籍する学生であっても、十勝の産業振興の発展に寄与することを目的とし、将来事業を起こすことを目標としている場合は対象とします。

なお、昨年度採用者についても、選考を経て受給することができます。

【3】給付期間

2019年度は、採用日から2020年3月までです。

【4】奨学金の金額

期間中に給付する奨学金の額は、年額36万円です。

※奨学金の使用用途制限、返還義務はありません。

（ただし、要領【9】に該当する場合は、返還を求めることがあります）。

【5】給付条件

以下の条件を全て満たすものです。

○給付を受ける奨学生は、取組状況、学業等における近況報告を行うこととします。

○採用者説明会・ビジネスプラン発表会（8月17日（土）開催予定）及び事務局が指定する起業家支援プログラムに年間最低3回以上は参加することとします。

※十勝管内以外の学生が参加するのに必要な交通費・宿泊費の助成（年間上限20万円）があります。

【6】応募手続等の概要

(1) 申請書類の提出先及びお問合せ先

(事務局) 公益財団法人とかち財団 総合企画部 事業創発支援グループ
住 所 〒080-2462
帯広市西22条北2丁目23番地9 十勝産業振興センター内
電 話 0155-38-8850
電子メール student@tokachi-zaidan.jp

(2) 募集期限

2019年5月31日(金) 17:30まで(必着)

(3) 採用人数

10名以内

(4) 申請書類

以下の申請書類を郵送またはご持参ください。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

【申請書類】

①奨学生願書(様式第1号)

②起業・ビジネスプラン

応募者自身による「起業・ビジネスプラン」を提出いただきます。書式は自由ですが、用紙サイズはA4縦、日本語で、次の項目は、必ず記載してください。

- ・事業内容(製品・サービス・市場・競合など)
- ・財務データ予測(売上計画、費用計画など)

また、表紙を付し、表紙には「起業・ビジネスプラン」のタイトル、事業概要(200字程度に要約したもの)、応募者の氏名を記載してください。

【7】選考方法及び選考結果の公表

(1) 選考方法

書類審査及びプレゼン審査。選考委員会において、起業・ビジネスプランの内容を以下の評価視点項目、評価視点内容により審査し、採用を決定します。

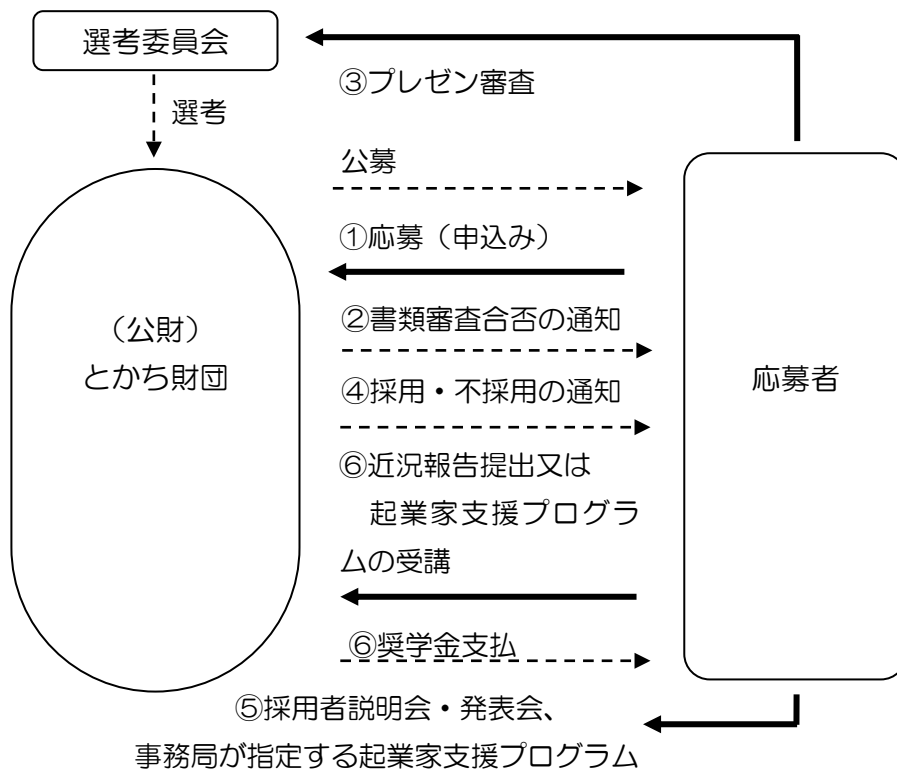
評価視点項目	評価視点内容
新規性・独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・今までにない新しい視点があるか ・市場に新たな価値が生まれているか ・類似であっても他との差別化がされているか
市場性・将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ニーズを的確に捉えているか ・ターゲットとする顧客や市場は明確か ・対象とする市場には成長が見込まれるか
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化までのプロセス、スケジュールは具体的か ・収益性はあるか
地域貢献性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会が抱える課題を解決するような事業か ・地域経済の活性化につながるか ・雇用の創出が見込まれるか
熱意・意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業をやり遂げる強い決意が備わっているか ・事業に対する熱い思いはあるか

(2) 選考結果の公表

選考結果については、ホームページ等にて公開します。

(氏名・タイトル・事業概要等。不採用の場合は公表しません。)

【8】応募・採用スケジュール



① 5月31日(金)	募集期限
・募集期限までに、書類すべてを整えて提出していただく必要があります。	
② 6月下旬	書類審査合否の通知
・書類による審査を行い、可否が決定次第、通知します。	
③ 7月6日(土) 予定	プレゼン審査
・プレゼンテーション形式で起業・ビジネスプランを発表していただきます。	
・発表時間は5分程度を予定しています。	
・実施日時・場所については、別途お知らせします。	
④ 7月中旬	採用・不採用の通知
・申請内容やプレゼン審査の内容を踏まえ、選考します。	
・可否が決定次第、通知します。	
⑤ 8月17日(土) 予定	採用者説明会・ビジネスプラン発表会等
・採用者説明会・ビジネスプラン発表会(8/17開催予定)及び事務局が指定する起業家支援プログラム最低年3回に参加していただきます。	
※十勝管内以外の学生が参加するのに必要な交通費・宿泊費の助成(年間上限20万円)があります。	
⑥ 9月～	近況報告、プログラム参加、奨学金給付
・毎月、取組状況、学業等における近況報告や事務局が指定する起業家支援プログラムへの参加をもって奨学金を支給します。	

【9】採用決定の取消し

以下の場合には奨学金給付の決定又は一部を取り消し、又は奨学金を既に給付している場合は、その全部又は一部の返還を命じますのでご注意ください。

- 奨学金を必要としなくなったとき。
- 傷害疾病のため学業継続の見込みがなくなったとき。
- 在学する大学等で停学又は退学の処分を受けたとき。
- 虚偽の申請その他不正行為によって採用されたことが判明したとき。
- 事務局が指定する義務を怠ったとき。
- その他奨学生として適当ではない理由が生じたとき。

奨学生願書

年 月 日

公益財団法人とち財団

理事長 長 澤 秀 行 様

貴財団の奨学生を希望したいので、公募要領に従い、書類を添えて申請します。

写真貼付欄 (写真裏面に名前を 記入の上、のり付けし てください) 横3cm×縦4cm	フリガナ	
	氏名	㊟
	生年月日 年齢 性別	(西暦) (年齢は4月1日現在の満年齢を記載) 年 月 日生 (歳) 男 ・ 女
本人現住所	〒 -	
電話番号		
E-mail (パソコン)	※事務局からの連絡はE-mailを基本とします。(携帯電話メールアドレスは不可)	
学 籍	記載例 〇〇大学(大学院) 〇〇学部(研究科) 〇〇学科(専攻) 〇年(博士前期課程〇年)	
起業 ビジネスプラン タイトル		
◆アンケート◆ 本奨学金制度を何で知りましたか。具体的にご記入ください。 記載例：とち財団のホームページ、大学等の学生課の掲示板、教諭等の紹介など ()		